

越子育第121-1号
令和2年(2020年)4月30日

保育施設に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の事業主様

越谷市長 高橋 努

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた保育施設の臨時休園
(令和2年4月22日から5月31日まで)の対応について

日頃から本市の行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年(2020年)4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「緊急事態宣言」が発令され、対象区域に埼玉県が含まれたところです。

埼玉県知事からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、不要不急な外出について広く自粛を要請されております。

本市の保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業)につきましても、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、市内及び県内で感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが最重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」になりやすい保育施設において、利用する児童及び保護者の感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要な状況となっております。

こうしたことを踏まえ、本市におきましては、令和2年4月22日から5月31日まで、市内の保育施設(公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所)について、臨時休園とすることといたしました。

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、仕事を休むことが困難な方の子ども等の保育が必要な場合を除き、家庭での保育をお願いしております。

事業者の皆様におかれましては、従業員の方やそのお子様を新型コロナウイルス感染症から守るため、保育施設に児童を預けて働いている保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

当初、「令和2年5月6日まで」としておりましたが、市内及び県内の感染の状況や、埼玉県から保育の提供の縮小が要請されていることを踏まえ、臨時休園を継続すべきと判断し、「令和2年5月31日まで」延長といたしました。

越谷市子ども家庭部子ども育成課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-963-9167 (直通)